

国家公務員の昇格・昇給制度

■ 昇格（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）第20条）

【昇格の要件】

- ① 昇格日に職員が昇任したこと
- ② 2年間の人事評価について一定の要件を満たすこと
- ③ 昇格日1年以内に、懲戒処分を受けていないこと

①・②のいずれか及び③を満たした職員の中から、昇格者が決定されます。

< 2年間の人事評価の要件 >

▷ 能力評価（2回）及び業績評価（4回）のうち、

原則 2回優良以上 + 残り4回良好以上

※行政職俸給表（一）2級・3級等への昇格の場合は要件が緩和

（人事評価区分）

卓越して 優秀	非常に 優秀	優良	良好	やや 不十分	不十分
------------	-----------	----	----	-----------	-----

■ 昇給（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）第37条）

昇給は毎年1月1日に行われます。

1年間の人事評価に基づいて昇給区分（A～E）が決定され、区分に応じた号俸数昇給します。

※ 係長級の場合

昇給区分	A	B	C（標準）	D	E
昇給号俸数	8号俸以上	6号俸	4号俸	2号俸	0号俸
決定できる職員の上限割合	5%	20%			

○ 昇給区分A・Bは、人事評価が良好以上である者のうち能力評価と業績評価の組合せが上位のグループから順に決定されます。

○ 昇給区分D・Eは、人事評価が不良の場合、懲戒処分等を受けた場合、1年のうち一定の期間を勤務しなかった場合等に決定されます。

能力評価（2回）	業績評価（2回・順不同）									
	卓越して 優秀	卓越して 優秀	非常に 優秀	卓越して 優秀	非常に 優秀	優良	卓越して 優秀	非常に 優秀	優良	良好
	卓越して 優秀	非常に 優秀	非常に 優秀	非常に 優秀	優良	優良	優良	優良	良好	良好
1位グループ	1位グループ			2位グループ						
2位グループ	2位グループ									
3位グループ	3位グループ									
4位グループ	4位グループ									
5位グループ	5位グループ									

